

# 「東京都指定排水設備工事事業者」各種変更等届出のご案内

以下の届出・申請についてご案内いたします。

- 1 [指定排水設備工事事業者変更届](#)
- 2 [排水設備工事責任技術者選任・選任解除届](#)
- 3 [指定排水設備工事事業者証再交付申請](#)
- 4 [指定排水設備工事事業者廃業届](#)

なお、「1 各種変更届」、「2 排水設備工事責任技術者選任・選任解除届」はオンラインでも申請いただけます。

## 1 指定排水設備工事事業者変更届

指定排水設備工事事業者の商号・屋号や住所、代表者などが変更になった場合の手続きについてご案内します。

各種変更届出の申請方法は、「オンライン」、「郵送」、「窓口」の3つの中からお選びください。

なお、オンラインによる申請をいただいた場合でも、変更内容によっては、変更後の指定事業者証を送付するための返信用封筒を送付いただきますので、ご了承ください。

	オンラインによる申請	郵送による申請	窓口による申請
<b>(1) 書類の準備及び申請</b>	① 2,3 ページ目をご確認のうえ、必要書類を準備して、写真撮影やスキャン等により電子化してください。 ② <a href="#">オンライン申請サイト</a> から申請してください。 	① 2,3 ページをご確認のうえ、必要書類を準備いただき、申請書類を7ページの送付先へご郵送ください。	① 2,3 ページをご確認のうえ、必要書類を準備いただき、申請書類を7ページの窓口までご持参ください。 <b>【受付時間】</b> 9:00～12:00、13:00～16:00 (土日祝を除く)
<b>(2) 指定事業者証の交付</b> 以下の3つの変更申請については、手続き完了後に変更後の新しい指定事業者証を交付します。 ・ <a href="#">商号、名称変更</a> ・ <a href="#">主たる事業所の住所変更</a> ・ <a href="#">代表者変更</a>	③ 申請内容の確認後、申請時に登録したメールアドレスまたは電話番号あてにご連絡をさせていただきます。 以下2点について、郵送先まで送付してください。 ・ 変更前の「指定事業者証」原本 ・ 変更後の新しい指定事業者証を郵送するための「490円分の切手を貼付した返信用封筒」	② 書類の審査完了後、申請時に同封していただいた「返信用封筒」で変更後の新しい指定事業者証を郵送します。	② 書類の審査完了後、その場で変更後の新しい指定事業者証をお渡しします。  ※上記【受付時間】外に申請を受け付けた場合には、別途「返信用封筒」が必要になる場合があります。

【各種変更に必要な書類一覧】

オンライン申請の場合には、必要書類をデジタルカメラ撮影やスキャナ等により、電子データ化していただく必要があります。

変更項目 必要書類		商号・ 名称変更		代表者変更		主たる事業所				その他の事業所	
		法人	個人 事業	法人	個人 事業	住所変更		事業所名称 変更	メールアドレス /電話番号変更	住所変更	事業所名称 変更
						法人	個人 事業	法人/個人事業 共通	法人/個人事業 共通	法人/個人事業 共通	法人/個人事業 共通
1	指定排水設備工事事業者変更届(第7号様式) (オンライン申請を行う場合は不要です)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>					
2	商業登記履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>					
3	直近の確定申告書のコピー ※個人番号を必ず隠してコピーしてください		<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>				
4	事業所の建物が都内に存在することの証明 書類					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
5	東京都指定排水設備工事事業者証(原本)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
6	返信用封筒(490円分の切手を貼付)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

◎注意事項

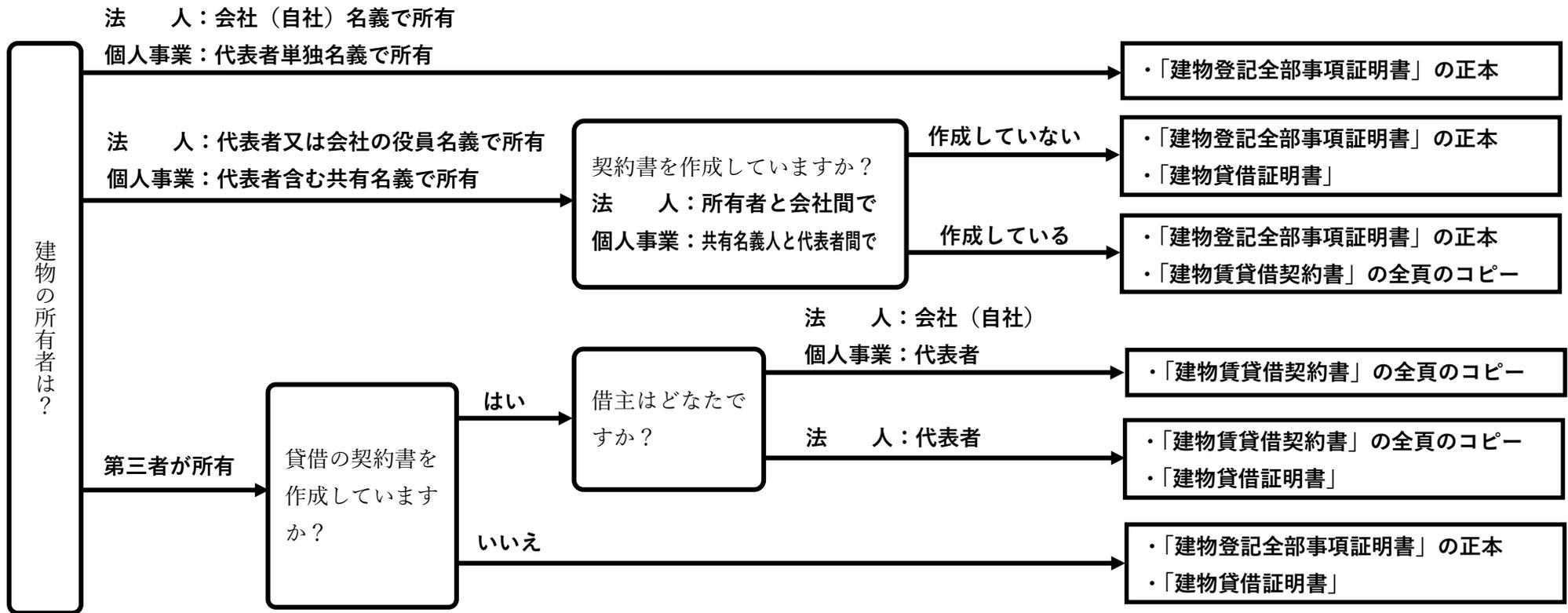
- 営業形態を変更する場合、(法人から個人事業へ又は個人事業から法人へ変更する場合)新たに指定を受ける必要があります。
- 個人事業者の代表者変更はできません。新しい代表者名義で新規指定を受ける必要があります。
- 申請内容に変更があった場合は、変更があった日から30日以内に届出が必要です。届出がなされていないと、指定更新のご案内などの重要な書類が届かない場合があります。
- 東京都内で排水設備の工事等を行う事業所が複数あると届出している場合は、代表の事業所(主たる事業所)以外の事業所(その他の事業所)についても事業所の名称や所在地(開設・廃止を含む)に変更があった際には、速やかに届出を行ってください。

【各種変更に必要な書類詳細】

項番	必要書類	注意事項
1	指定排水設備工事事業者変更届(第7号様式)	様式はホームページからダウンロードできます。 (オンライン申請を行う場合は不要です)
2	商業登記履歴事項全部証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全部事項証明書（謄本）の履歴事項証明書をご用意ください。</li> <li>・直近3カ月以内に発行されたもの。</li> </ul>
3	直近の確定申告書の「第1表」及び「第2表」のコピー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署に提出済みであることが確認できるもの（例：電子申告を利用した場合は、国税庁から送付される受付確認メール（受信通知）や申告書類の画面コピー（受付日時が確認できるもの）など）</li> <li>・個人番号が表示されていないこと。</li> </ul> <p>(当該記載部分を隠してコピーしたものを提出してください。)</p>
4	事業所の建物が都内に存在することの証明書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の所有形態によって、必要書類が異なります。詳細については、4ページの「※事業所の建物が都内に存在することの証明書類」をご覧ください。</li> </ul>
5,6	東京都指定排水設備工事事業者証（原本） 返信用封筒（490円分の切手を貼付）	<p>(郵送申請の方) 申請書等の書類と合わせてお送りください。</p> <p>(オンライン申請の方) <u>申請内容の確認後、申請時に登録したメールアドレスまたは電話番号あてにご連絡をさせていただきます。その後、東京都指定排水設備工事事業者証（原本）及び新しい事業者証を送付するための返信用封筒（角2サイズの封筒、490円の切手を貼付）をお送りください。</u></p>

※事業所の建物が都内に存在することの証明書類

建物の所有形態によって、必要な書類が異なります。フローチャートに沿って、必要書類をご準備ください。



【書類についての注意】

建物登記全部事項証明書	発行3カ月以内の正本をお持ちください。取得方法などは法務局にご確認ください。 ※「一部事項証明書」では受付できませんのでご注意ください。
建物貸借証明書	・下水道局独自の様式です。様式は、東京都下水道局ホームページからダウンロードしてください。 ・会社又は代表者が建物を貸借していることについて、建物賃貸借契約書にて確認ができない場合に証明する書類です。必要事項を記入してください。 貸主：建物の所有者または借借人 借主：法人の場合は会社、個人事業の場合は代表者
建物賃貸借契約書	申請時において有効な契約書の全頁のコピーをご用意ください。 (当初契約期間が過ぎ、自動更新の場合は、現在の賃貸借が確認できる書類(家賃の振込票など)もご用意ください。)

## 2 排水設備工事責任技術者選任・選任解除届

指定排水設備工事事業者に排水設備工事責任技術者を新たに選任する場合や選任している排水設備工事責任技術者を解除する場合の手続きについてご案内します。  
排水設備工事責任技術者選任・選任解除届の申請方法は、「オンライン」、「郵送」、「窓口」の3つの中からお選びください。

	オンラインによる申請	郵送による申請	窓口による申請
(1) 書類の準備及び申請	<p><a href="#">オンライン申請サイト</a>から申請してください。</p> 	<p>必要書類をご準備いただき、申請書類を7ページの送付先へご郵送ください。</p>	<p>必要書類をご準備いただき、申請書類を7ページの窓口までご持参ください。 【受付時間】 9:00～12:00、13:00～16:00 (土日祝を除く)</p>

### 【選任・選任解除届に必要な書類詳細】

オンライン申請の場合には、必要書類をデジタルカメラ撮影やスキャナ等により、電子データ化していただく必要があります。

項番	必要書類	注意事項
1	排水設備工事責任技術者選任・選任解除届 (第5号様式)	様式はホームページからダウンロードできます。 (オンライン申請を行う場合は不要です)
2	選任する責任技術者全員の雇用関係を証明する書類 <u>※以下のいずれか1点の写しを添付してください。</u>	代表者や役員を選任する場合にも証明が必要です。
	・住民税・特別徴収税額の決定通知 (特別徴収義務者用)	※ いずれの書類も用意できない場合、7ページの問い合わせ先までご連絡ください。  ※ 確定申告書は、税務署に提出済みであることが確認できるもの (例：電子申告を利用した場合は、国税庁から送付される受付確認メール (受信通知) や申告書類の画面コピー (受付日時が確認できるもの) など)  なお、個人番号が表示されていないことを確認してください。 <b>(個人番号が表示されている場合、当該記載部分を隠してコピーしてください。)</b>
	・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書	
	・事業所別被保険者台帳	
	・雇用保険被保険者資格取得確認通知書	
【個人事業主の方】 ・直近の確定申告書の「第1表」及び「第2表」		

※ 選任解除の場合は項番2に記載の書類の添付は不要です。

### 3 指定排水設備工事事業者証再交付申請

東京都指定排水設備工事事業者証の再発行手続きについてご案内します。

	郵送による申請	窓口による申請
(1) 書類の準備及び申請	① 下表をもとに必要書類をご準備いただき、申請書類を7ページの送付先へご郵送ください。	① 必要書類をご準備いただき、申請書類を7ページの窓口までご持参ください。 【受付時間】 9:00～12:00、13:00～14:30（土日祝を除く）
(2) 再交付手数料の納付 【申請手数料】 1件につき 1,500円（非課税）	② 書類の審査完了後、申請手数料の請求書を申請者の住所宛に郵送しますので、お近くの金融機関でお支払いください。	② 書類の審査完了後、申請手数料の請求書を発行しますので、都庁舎内の金融機関（みずほ銀行・郵便局）等でお支払いください。
(3) 指定事業者証の交付	③ 再交付手数料の納付確認後、指定事業者証を郵送します。	③ 窓口で再交付手数料の納付を確認した後、その場で指定事業者証をお渡しします。

#### 【再交付申請に必要な書類詳細】

項番	必要書類	注意事項
1	東京都指定排水設備工事事業者証再交付申請書(第3号様式)	様式はホームページからダウンロードできます。
2	事業所の建物が都内に存在することの証明書類	詳細については、4ページの「※事業所の建物が都内に存在することの証明書類」をご覧ください。
3	(郵送申請の方) 490円分の切手	再発行した事業者証を郵送するために使用します。 ※ 事業者証に記載されている住所宛に郵送しますので、ご了承ください。

## 4 指定排水設備工事事業者廃業届

	郵送による申請	窓口による申請
(1) 書類の準備及び申請	① 下表をもとに必要書類をご準備いただき、申請書類を下記の送付先へご郵送ください。	① 必要書類をご準備いただき、申請書類を下記の窓口までご持参ください。 【受付時間】 9:00～12:00、13:00～16:00（土日祝を除く）

### 【廃業届に必要な書類詳細】

項番	必要書類	注意事項
1	排水設備工事事業者廃業届（第6号様式）	様式はホームページからダウンロードできます。
2	東京都指定排水設備工事事業者証（原本）	

## 5 問い合わせ先・郵送先/窓口住所

東京都下水道局 施設管理部 排水設備課 指定事業者担当

住所：〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第二本庁舎 29 階

電話：03-5320-6582（直通）